

成年後見関係事件の概況

～平成18年4月から平成19年3月～

最高裁判所事務総局家庭局

本資料は、平成18年4月から平成19年3月までの1年間における、全国の家庭裁判所の成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の処理状況や終局した後見関係事件について、その概況を取りまとめたものである。

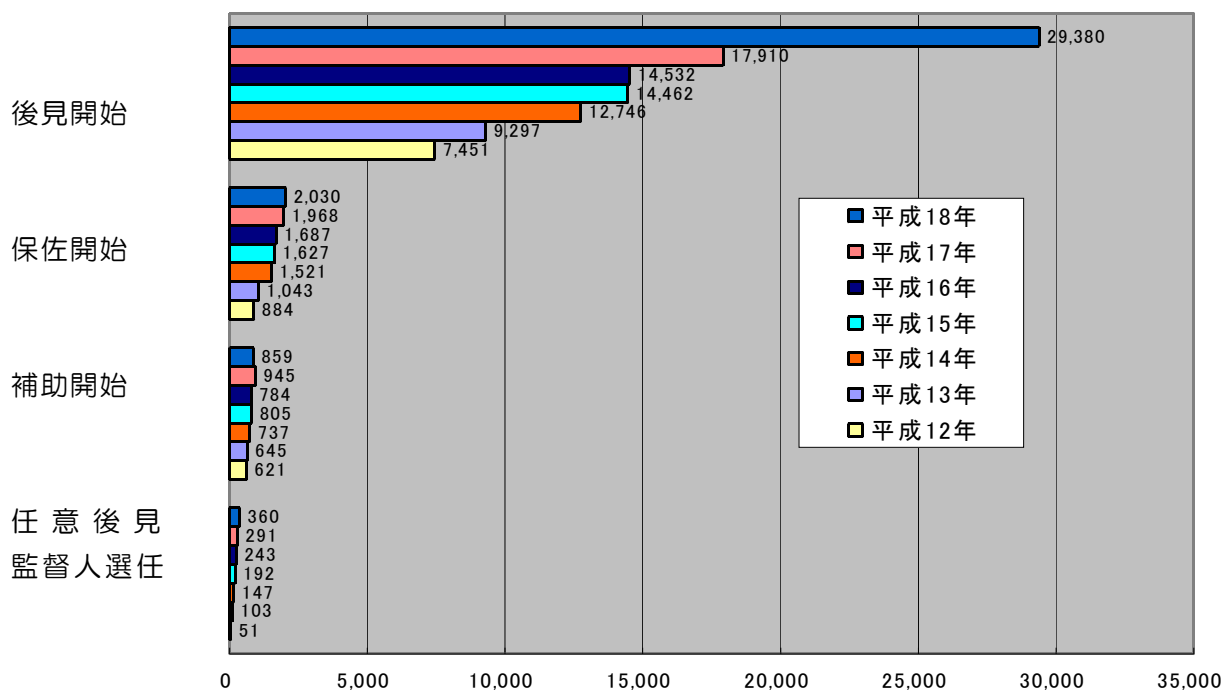
以下の数値はいずれも当局実情調査の結果に基づく概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。また、グラフ中の各項目別割合は、原則として、小数点以下第二位を四捨五入したものである。

○ 資料10につき再集計による数値の訂正を行った。（平成19年10月1日）

1 申立件数について（資料1）

- 成年後見関係事件（後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立件数は合計で32,629件（前年は21,114件）であり，対前年比約55%の増加となっている。
- 後見開始の審判の申立件数は29,380件（前年は17,910件）で，対前年比約64%の増加となっている。
- 保佐開始の審判の申立件数は2,030件（前年は1,968件）で，前年比約3%の増加となっている。
- 補助開始の審判の申立件数は859件（前年は945件）で，対前年比約9%の減少となっている。
- 任意後見監督人選任の審判の申立件数は360件（前年は291件）で，対前年比約24%の増加となっている。

（資料1） 成年後見関係事件申立件数表



（注1） 各年度の件数は，それぞれ当該年の4月から翌年3月までに申立てのあった件数である。

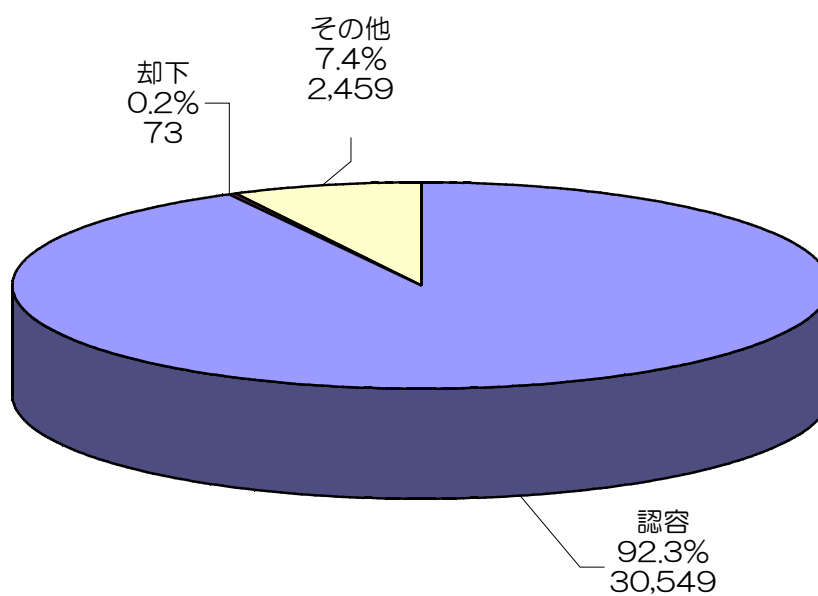
（注2） 平成18年4月から平成19年3月までの任意後見契約締結の登記は合計5,610件であり，1年目以降7年目までの登記件数累計は20,548件である。

2 終局区分について（資料2）

○ 成年後見関係事件の終局事件合計33,081件のうち、認容で終局したものは約92%（前年は約87%）である。

（資料2） 成年後見関係事件終局区分別件数表

（件数）	総数	後見開始			保佐開始			補助開始			任意後見監督人選任		
		認容	却下	その他	認容	却下	その他	認容	却下	その他	認容	却下	その他
全国	33,081	27,558	41	2,107	1,932	18	210	799	12	83	260	2	59



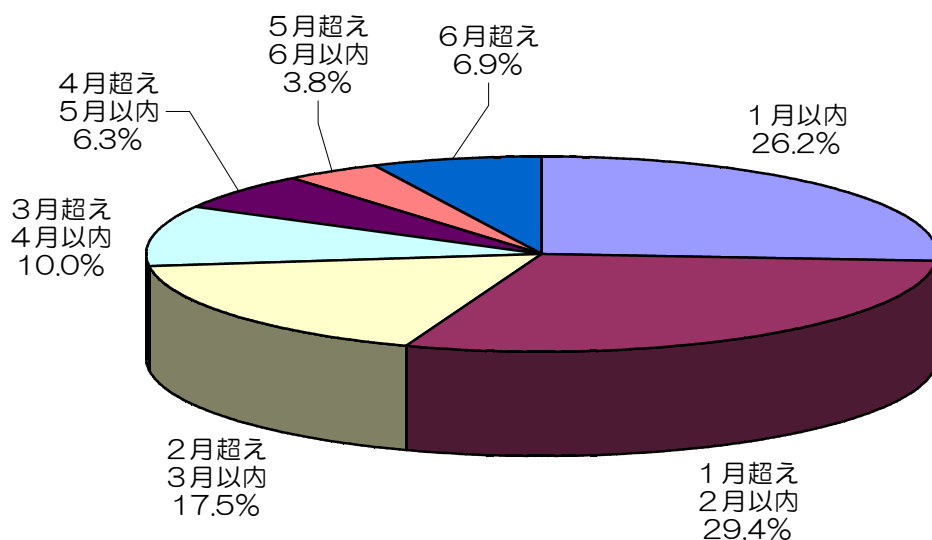
（注1） 平成18年4月から平成19年3月までに終局した件数である。

（注2） その他には、取下げ、本人死亡等による当然終了、移送などを含む。

3 審理期間について（資料3）

○ 成年後見関係事件の終局事件合計33,081件のうち、2箇月以内に終局したものが全体の約56%（前年は約35%）、4箇月以内に終局したものが全体の約83%（前年は約72%）であり、前年と比べて、審理期間が短縮している。

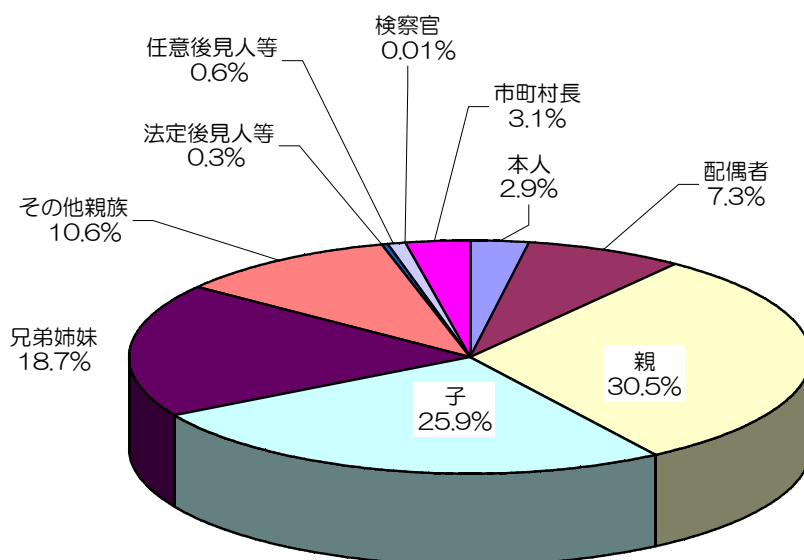
（資料3） 成年後見関係事件審理期間別の割合



4 申立人と本人との関係について（資料4，5）

- 申立人については、本人の親が最も多く全体の約31%を占め、次いで本人の子が約26%、本人の兄弟姉妹が約19%、配偶者その他の親族が計約18%となっている。
- 市町村長が申し立てたものは1,033件（全体の約3.1%）で、前年の666件に比べ増加した。

（資料4）成年後見関係事件における申立人と本人との関係別割合



（注）平成18年4月から平成19年3月までに終局した後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件の総申立人数計33,112人に対する割合である。

(資料5) 成年後見関係事件の市町村長申立件数 (家庭裁判所管内別)

家庭裁判所	件数
東京	199
横浜	146
さいたま	32
千葉	54
水戸	4
宇都宮	4
前橋	4
静岡	25
甲府	6
長野	12
新潟	9
大阪	113
京都	43
神戸	32
奈良	8
大津	28
和歌山	31
名古屋	19
津	14
岐阜	10
福井	5
金沢	5
富山	4

家庭裁判所	件数
広島	14
山口	11
岡山	20
鳥取	5
松江	9
福岡	27
佐賀	4
長崎	1
大分	13
熊本	13
鹿児島	9
宮崎	9
那覇	11
仙台	9
福島	10
山形	5
盛岡	4
秋田	1
青森	3
札幌	13
函館	1
旭川	7
釧路	4
高松	6
徳島	5
高知	2
松山	10
総数	1,033

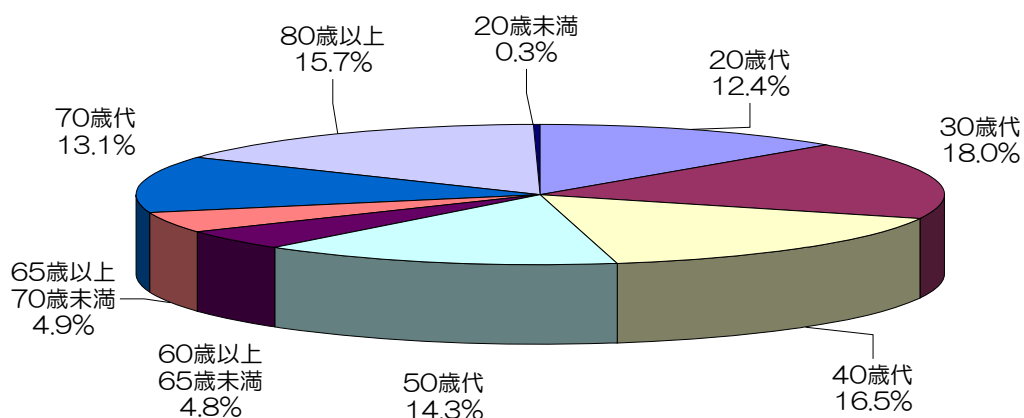
(注) 市町村長別の申立件数については把握していない。

5 本人の男女別・年齢別割合について（資料6）

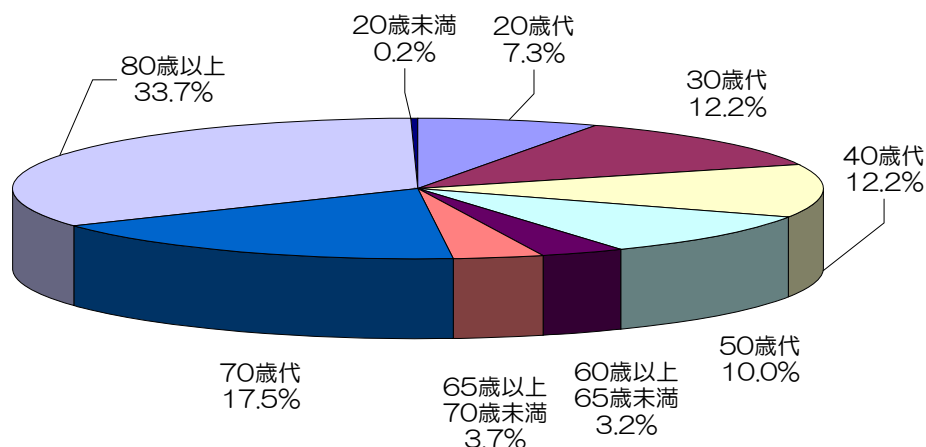
- 本人の男女別の割合は、男性が約47%、女性が約53%である。
- 男性では、30歳代が最も多く全体の約18%を占め、次いで40歳代の約17%となっている。
- 女性では、80歳以上が最も多く全体の約34%を占め、次いで70歳代の約18%となっている。
- 本人が65歳以上のものは、男性では男性全体の約34%を、女性では女性全体の約55%を占めている。

（資料6） 成年後見関係事件における本人の男女別・年齢別割合

（男性）



（女性）

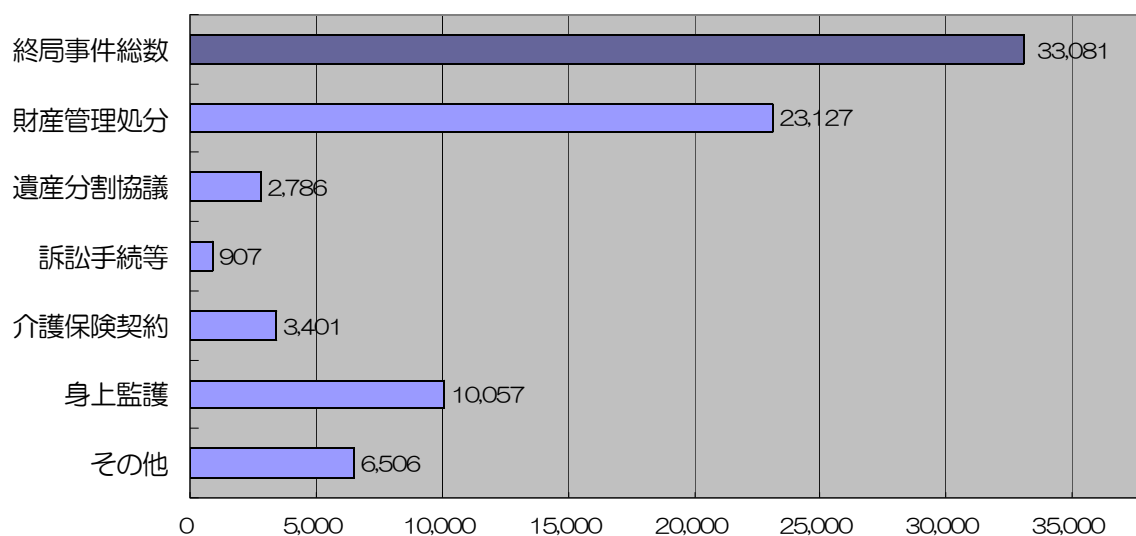


（注） 後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件の認容で終局したものを対象とした。

6 申立ての動機について（資料7）

○ 主な申立ての動機としては、財産管理処分が最も多く、次いで、身上監護となっている。

（資料7） 成年後見関係事件における主な申立ての動機別件数



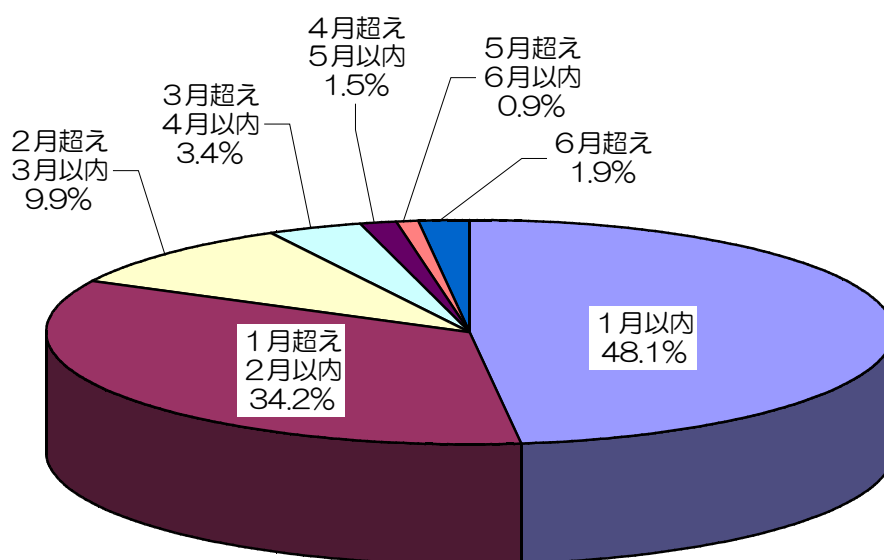
（注1） 後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

（注2） 1件の事件について主な申立ての動機が複数ある場合があるため，終局事件総数と各動機別件数の合計とは一致しない。

7 鑑定について（資料8，9）

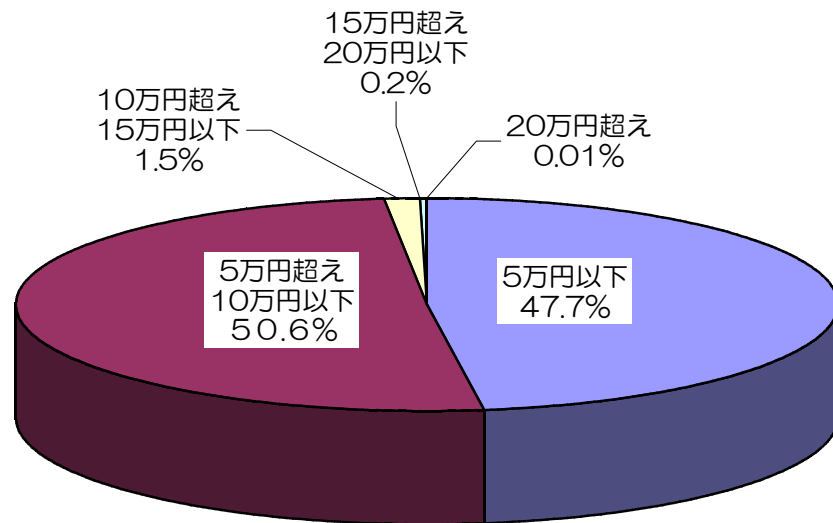
- 鑑定の期間については，1箇月以内のものが最も多く全体の約48%を占めている。
- 鑑定の費用については，5万円以下のものが全体の約48%となっており，全体の約98%の事件において鑑定費用が10万円以下であった。

（資料8） 鑑定期間別割合



（注） 後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち，鑑定を実施したものを対象とした。

(資料9) 成年後見関係事件鑑定費用別割合

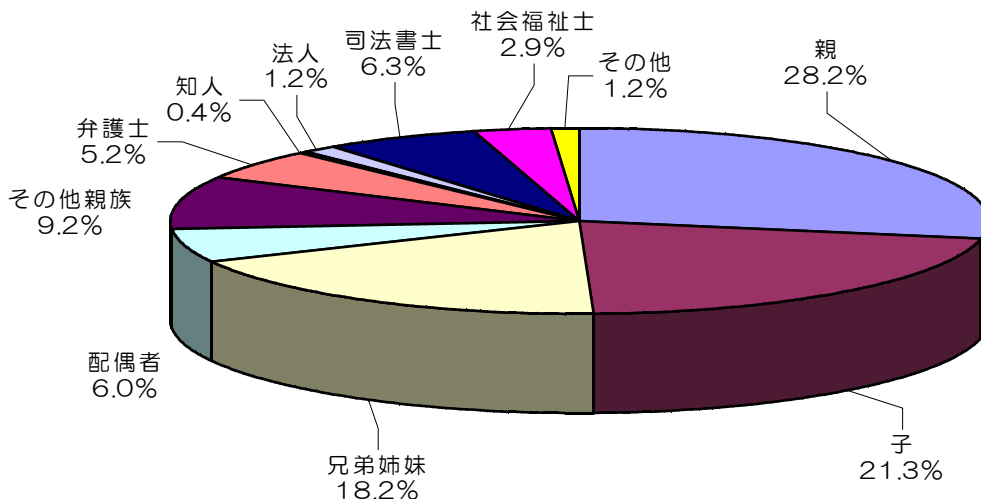


(注) 後見開始，保佐開始，補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち，鑑定を実施したものを対象とした。

8 成年後見人等と本人との関係について（資料10）

- 成年後見人等（成年後見人，保佐人及び補助人）と本人の関係をみると，子，兄弟姉妹，配偶者，親，その他の親族が成年後見人等に選任されたものが全体の約83%（前年は約77%）を占めている。
- 親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたものは，全体の約17%（前年は約23%）であった。その内訳は，弁護士が1,617件（前年は1,345件）で，対前年比で約20%の増加，司法書士が1,964件（前年は1,428件）で，対前年比で38%の増加，社会福祉士が902件（前年は580件）で，対前年比で56%の増加となっている。また，法人が成年後見人等に選任されたものは377件（前年は179件）で，対前年比で約111%の増加となっている。

（資料10） 成年後見人等と本人の関係別割合



（注） 後見開始，保佐開始及び補助開始事件のうち，認容で終局したものを対象とした。